

		所要時間				
		20分未満	30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	
訪問看護費	看護師	1割負担	336円	504円	881円	1207円
		2割負担	672円	1008円	1762円	2414円
		3割負担	1008円	1512円	2642円	3621円
准看護師		1割負担	303円	454円	793円	1086円
		2割負担	606円	908円	1586円	2172円
		3割負担	909円	1361円	2379円	3258円
(20分未満の要件)		看護師による20分以上の訪問看護を週1回以上実施していること 利用者様からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること				
含訪問看護士を従行法つた等場が		1日2回までの実施		1日2回を超えて実施する場合		
	1割負担	315円		284円		
	2割負担	629円		567円		
	3割負担	944円		851円		

※理学療法士の訪問は週6回を限度とします。

加算	特別管理加算 (I)	1割負担	535円/月	在宅悪性腫瘍等患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合。
		2割負担	1070円/月	
		3割負担	1605円/月	
	特別管理加算 (II)	1割負担	268円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合。
		2割負担	535円/月	
		3割負担	803円/月	
	緊急時訪問看護加算 (I)	1割負担	642円/月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間（日中の1.25倍）、深夜（日中の1.5倍）の加算を算定します。
		2割負担	1284円/月	
		3割負担	1926円/月	
	緊急時訪問看護加算 (II)	1割負担	615円/月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間（日中の1.25倍）、深夜（日中の1.5倍）の加算を算定します。
		2割負担	1229円/月	
		3割負担	1843円/月	
	退院時共同指導加算	1割負担	642円/回	入院・入所中に看護師等が医療機関や老健施設と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後初回の訪問看護を実施した場合1回（特別な管理を要する場合2回）に限って算定されます。初回加算が算定される場合は、算定されません。
		2割負担	1284円/回	
		3割負担	1926円/回	
	初回加算 (I)	1割負担	375円/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定されます。
		2割負担	749円/月	
		3割負担	1124円/月	
	初回加算 (II)	1割負担	321円/月	指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定されます。
		2割負担	642円/月	
3割負担		963円/月		
ターミナルケア加算	1割負担	2675円	死亡日及び死亡前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍等は1日）以上（医療保険で訪問看護をしている日数も含む）ターミナルケアを行った場合に算定されます。	
	2割負担	5350円		
	3割負担	8025円		
複数名訪問加算 (I)	30分未満		同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であり、身体的理由や暴力行為等により一人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められた場合に算定されます。	
	1割負担	272円/回		
	2割負担	544円/回		
	3割負担	816円/回		
	30分以上			
	1割負担	431円/回		
看護・介護職員連携強化加算	1割負担	268円/月	訪問介護員に対して、たんの吸引等につき計画書や報告書の作成、連携体制確保のための会議への出席、同行助言や業務の実施状況を確認した場合に加算されます。	
	2割負担	535円/月		
	3割負担	803円/月		
長時間訪問看護加算	1割負担	321円/回	特別管理加算が算定される利用者について、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定されます。	
	2割負担	642円/回		
	3割負担	963円/回		
同一建物減算1		同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に訪問看護を行う場合に、所定単位数の10%が減算されます。		
同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上に訪問看護を行う場合に、所定単位数の15%が減算されます。		
理学療法士等による訪問看護の減算		訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること、又は、前6月間において緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合に1回につき所定単位数から8単位数が減算されます。		

		所要時間				
		20分未満	30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	
介護 予 防 訪 問 看 護 費	看 護 師	1割負担	325円	483円	850円	1167円
		2割負担	649円	965円	1699円	2333円
		3割負担	973円	1448円	2549円	3499円
	准 看 護 師	1割負担	293円	435円	765円	1050円
		2割負担	585円	869円	1530円	2100円
		3割負担	877円	1304円	2295円	3149円
(20分未満の要件) 看護師による20分以上の介護予防訪問看護を週1回以上実施していること 利用者様からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること						
含 訪 問 学 療 法 士 を 療 行 法 士 と す た 場 合		1日2回までの実施	1日2回を超えて実施する場合			
	1割負担	304円	152円			
	2割負担	608円	304円			
	3割負担	912円	456円			

※理学療法士の訪問は週6回を限度とします。

加 算	特別管理加算 (Ⅰ)	1割負担	535円/月	在宅悪性腫瘍等患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合。
		2割負担	1070円/月	
		3割負担	1605円/月	
	特別管理加算 (Ⅱ)	1割負担	268円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合。
		2割負担	535円/月	
		3割負担	803円/月	
	緊急時介護予防 訪問看護加算 (Ⅰ)	1割負担	642円/月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間(日中の1.25倍)、深夜(日中の1.5倍)の加算を算定します。
		2割負担	1284円/月	
		3割負担	1926円/月	
	緊急時介護予防 訪問看護加算 (Ⅱ)	1割負担	615円/月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間(日中の1.25倍)、深夜(日中の1.5倍)の加算を算定します。
		2割負担	1229円/月	
		3割負担	1843円/月	
	退院時 共同指導加算	1割負担	642円/回	入院・入所中に看護師等が医療機関や老健施設と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の介護予防訪問看護を実施した場合1回(特別な管理を要する場合2回)に限り算定されます。初回加算が算定される場合は、算定されません。
		2割負担	1284円/回	
		3割負担	1926円/回	
	初回加算 (Ⅰ)	1割負担	375円/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定されます。
		2割負担	749円/月	
		3割負担	1124円/月	
	初回加算 (Ⅱ)	1割負担	321円/月	指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定されます。
2割負担		642円/月		
3割負担		963円/月		
複数名訪問加算 (Ⅰ)	30分未満		同時に複数の看護師等により介護予防訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であり、身体的理由や暴力行為等により一人の訪問看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められた場合に算定されます。	
	1割負担	272円/回		
	2割負担	544円/回		
	3割負担	816円/回		
	30分以上			
	1割負担	431円/回		
長時間介護予防 訪問看護加算	1割負担	321円/回	特別管理加算が算定される利用者について、1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合に算定されます。	
	2割負担	642円/回		
	3割負担	963円/回		
同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に介護予防訪問看護を行う場合に、所定単位数の10%が減算されます。			
	同一敷地内建物等の利用者50人以上に介護予防訪問看護を行う場合に、所定単位数の15%が減算されます。			
理学療法士等による 訪問看護の減算	訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数、看護職員による訪問回数を超過していること、又は、前6月間において緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定している場合に1回につき所定単位数から8単位が減算されます。			
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合に1回につき所定単位数から15単位が減算されます。			
予 防 訪 問 看 護 12 月 超 減 算		<ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝(午前 6時～午前 8時) 25/100加算</li> <li>・夜間(午後 6時～午後 10時) 25/100加算</li> <li>・深夜(午後 10時～翌朝 6時) 50/100加算</li> </ul>		

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合（1割～3割により算定します。）

○介護保険から医療保険への適用保険変更  
介護保険の要支援又は要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更となります。

1 厚生労働大臣が定める疾病等

- ①多発性硬化症      ②重症筋無力症
- ③スモン              ④筋萎縮性側索硬化症
- ⑤脊髄小脳変性症    ⑥ハンチントン病
- ⑦進行性筋ジストロフィー症
- ⑧パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））
- ⑨多系統萎縮症（線条体異質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
- ⑩プリオン病        ⑪亜急性硬化性全脳炎
- ⑫ライソゾーム症    ⑬副腎白質ジストロフィー
- ⑭脊髄性筋萎縮症    ⑮球脊髄性筋萎縮症
- ⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑰後天性免疫不全症候群
- ⑱頸髄損傷
- ⑲人工呼吸器を使用している状態

2 末期の悪性腫瘍

3 急性増悪期（特別訪問看護指示書期間）

1. 訪問看護基本療養費

	週3日まで	週4日目以降※	備考
基本療養費 I	5550円	6550円	※厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けた者
	12850円		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師（月1回限り）

2. 訪問看護管理療養費

	月の初日	月の2日目以降	備考
訪問看護管理療養費1	7670円	3000円	同一建物居住者の割合が7割未満であって、特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績が一定以上である場合
訪問看護管理療養費2		2500円	同一建物居住者の割合が7割以上であること又は7割未満であって特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績が一定以上である場合に該当しない場合

3. 加算

加算名	料金	内容
24時間対応体制加算	6800円	24時間の電話相談・緊急対応等
乳幼児加算	1300円	6歳未満
	1800円	6歳未満であって、次に該当する者(1) 超重症児又は準超重症児(2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者(3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
特別管理加算	2500円	下記以外
	5000円	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態である者
情報提供療養費	1500円	厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方の情報を自治体又は指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者に提供した場合
		義務教育諸学校及び高等学校等からの求めに応じて情報提供した場合
		保険医療機関等に入院・入所にあたり主治医に情報提供した場合
難病等複数回訪問加算	4500円	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算の対象者の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方（1日2回）
	8000円	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算の対象者の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方（1日3回以上）
長時間訪問看護加算	5200円	1回90分を超える訪問看護を提供した場合
緊急訪問看護加算	2650円	医師の指示により緊急訪問を行った場合（月14日目まで）
	2000円	医師の指示により緊急訪問を行った場合（月15日目以降）
退院時共同指導加算	8000円	在宅での療養に必要な指導を行った場合。入院・入所中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回算定
特別管理指導加算	2000円	退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）
退院支援指導加算	6000円	厚生労働大臣の定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別指示書の交付を受けた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合（厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときであっては、8,400円。）
在宅患者連携指導加算	3000円	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2000円	患者に赴き医師と療養上必要な指導を行った場合

ターミナルケア療養費	25000円	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
	10000円	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
複数名訪問看護加算	4500円	看護職員が看護師等と同時訪問（週1日）
	3800円	看護職員が准看護師と同時訪問（週1日）
	3000円	看護職員がその他職員と同時訪問（週3日）
複数名訪問看護加算	3000円	看護職員が看護補助者と同時訪問 (厚生労働大臣が定める場合)（1日1回）
	6000円	看護職員が看護補助者と同時訪問 (厚生労働大臣が定める場合)（1日2回）
	10000円	看護職員が看護補助者と同時訪問 (厚生労働大臣が定める場合)（1日3回以上）
専門管理加算	2500円	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（1月に1回）
看護・介護職員連携強化加算	2500円	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合
夜間・早朝加算	2100円	早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）
深夜加算	4200円	深夜（22：00～6：00）

1. 精神訪問看護基本療養費

訪問看護ステーション リハビリラボ

精神訪問看護基本療養費Ⅰ		料金			
保健師、看護師 又は作業療法士	週3日目まで	30分未満	4250円	/	
		30分以上	5550円		
	週4日目以降	30分未満	5100円		
		30分以上	6550円		
准看護師	週3日目まで	30分未満	3870円		
		30分以上	5050円		
	週4日目以降	30分未満	4720円		
		30分以上	6050円		
精神訪問看護基本療養費Ⅲ		同一日に2名 料金		同一日に3名以上 料金	
保健師、看護師 又は作業療法士	週3日目まで	30分未満	4250円	30分未満	2130円
		30分以上	5550円	30分以上	2780円
	週4日目以降	30分未満	5100円	30分未満	2550円
		30分以上	6550円	30分以上	3280円
准看護師	週3日目まで	30分未満	3870円	30分未満	1940円
		30分以上	5050円	30分以上	2530円
	週4日目以降	30分未満	4720円	30分未満	2360円
		30分以上	6050円	30分以上	3030円
精神訪問看護基本療養費Ⅳ		料金			
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回（厚生労働省が定める特掲診療料の施設基準等・別表七、八については2回まで）に限り算定します。		8500円		/	

2. 訪問看護管理療養費

	月の初日	月の2日目以降	備考
訪問看護管理療養費1	7670円	3000円	同一建物居住者の割合が7割未満であって、特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績が一定以上である場合
訪問看護管理療養費2		2500円	同一建物居住者の割合が7割以上であること又は7割未満であって特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績が一定以上である場合に該当しない場合

3. 加算

加算名	料金	備考
難病等複数回訪問加算	4500円	1日2回
難病等複数回訪問加算	8000円	1日3回以降
24時間対応体制加算	6800円	
緊急訪問看護加算	2650円	医師の指示により緊急訪問を行った場合（月14日目まで）
	2000円	医師の指示により緊急訪問を行った場合（月15日目以降）

緊急訪問看護加算	2650円	1日につき
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25000円	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10000円	
特別管理加算	2500円	
退院時共同指導加算	8000円	
退院支援指導加算	6000円	
在宅患者連携指導加算	3000円	
乳幼児加算	1500円	1日につき
看護・介護職員連携強化加算	2500円	
複数名訪問看護加算/看護師等	4500円	1日1回
	9000円	1日2回
	14500円	1日3回以上
複数名訪問看護加算/准看護師	3800円	1日1回
	7600円	1日2回
	12400円	1日3回以上
複数名訪問看護加算/看護補助者	3000円	週1回
特別管理加算	5000円	別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者
訪問看護情報提供療養費Ⅰ	1500円	1月につき
訪問看護情報提供療養費Ⅱ	1500円	2月につき
訪問看護情報提供療養費Ⅲ	1500円	3月につき
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000円	
長時間訪問看護加算	5200円	
深夜訪問看護加算	4200円	
特別管理指導加算	2000円	
精神科重症患者支援管理連携加算	8400円	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者
	5800円	精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者